

開発に係わる 許認可申請／調査設計 は 大紘ジオテクノへ

たしかな
技術と知識で
お客様の
ご希望を実現

弊社は測量設計会社として
50年の歴史を
歩んできました
現場で培ったノウハウを
最大限に活かし
小規模な分譲地から
残土処分場まで
幅広く設計いたします

<https://www.daiko-c.co.jp>

測量から施工管理まで
ワンストップ

測量から施工管理まで自社で行うため無駄なくスピーディに業務を進めることができます。

Our services / 業務内容

許可申請

- ・ 開発許可申請 (都市計画法第29条第1)
- ・ 林地開発許可申請 (森林法)
- ・ 河川法許可申請
- ・ 砂防指定地内行為許可申請 (砂防法)
- ・ 特別地域(特別保護地区)内土地の形状変更許可申請 (自然公園法)
- ・ 法定外公共物制限行為許可申請
- ・ 道路占用許可申請 (道路法)

条例・規則

- ・ 土地開発事業開発協議申出 (事前協議)
- ・ 開発協議申請 (市・町の条例による開発申請)
- ・ 埋立て等の規制に関する条例の特定事業許可申請 (盛土規制法)
- ・ 採取計画認可申請 (採石法)
- ・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (土壌汚染対策法)
- ・ 道路工事施行承認申請 (国道・県道・市道)
- ・ 工作物確認申請 (建築基準法)
- ・ 道路の位置の指定申請 (建築基準法)
- ・ 景観計画区域内における行為の届出 (景観法)
- ・ 太陽光発電設備設置事業届出 etc.

お客様に寄り添った工事費を抑えた設計

お客様のご希望を第一に考え、工期・工事費・品質など総合的に考えた設計を心がけています。

例えばこんな時 開発申請 が必要です

分譲住宅を建てる



開発区域の面積が1,000平方メートル以上の一団の土地について行う区画形質の変更を行う時

工場・倉庫を建てる



開発区域の面積が1,000平方メートル以上の一団の土地について行う区画形質の変更を行う時

太陽光パネルを設置する



開発区域の面積が1,000平方メートル以上の一団の土地について行う区画形質の変更を行う時

山林に残土処理場をつくる

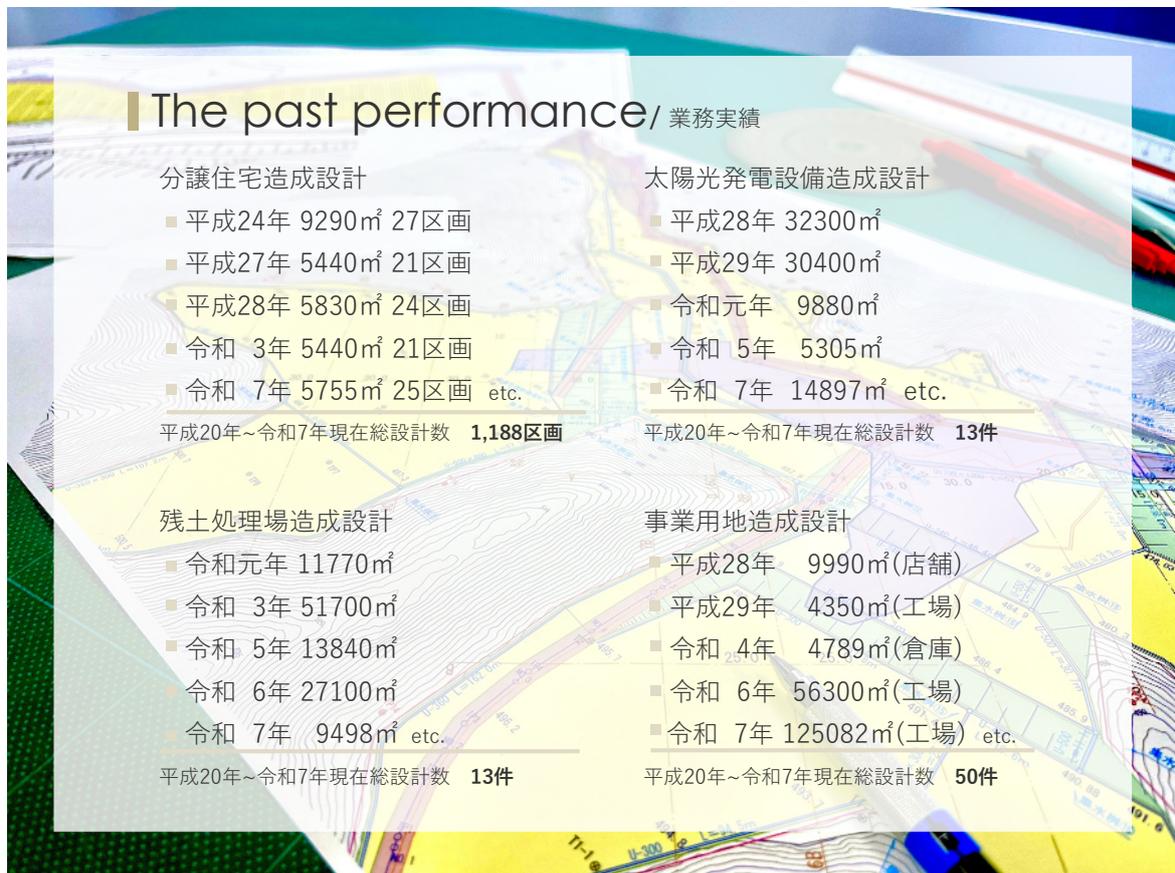
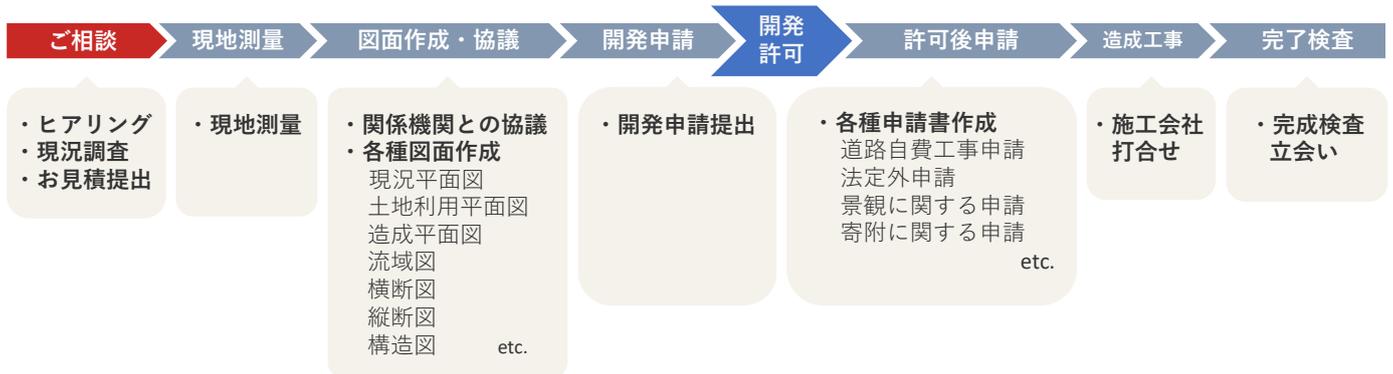


1ヘクタールを超える森林を開発する時

※市町村により面積が異なる場合があります。



ご相談から完成まで



まずはお気軽にお問い合わせください

大紘ジオテクノ(株)本社
(美濃加茂市加茂川町1-4-29)



TEL 0574-26-7680